

国士舘大学大学院 総合知的財産法学研究科



国士舘大学大学院 総合知的財産法学研究科 研究科長 三浦 正広

要 約

デジタル・ネットワークによる情報通信技術の急速な発達は、「知的財産」の価値を大きく変貌させた。2002年の知的財産基本法の制定により、国家政策としての知財立国戦略が明確に打ち出され、知的財産制度を支える知的財産専門人材の育成が求められている。

2006年に開設された国士舘大学大学院総合知的財産法学研究科のカリキュラムは、知的財産法関連の法律系科目を中心として、さらに経営系科目および技術系科目を加えて編成されており、知的財産法学および周辺領域を理論と実践の側面から学修することができる。

本稿では、本研究科の教育プログラムの特徴について解説するにあたり、教育上の目的、3つのポリシー、修士論文、授業科目等について紹介するとともに、大学院と連携したカリキュラムで構成されている法学部現代ビジネス法学科知財コースの概要、および最先端技術関連法研究所の研究活動の内容について紹介することとする。

目次

1. はじめに
2. 知的財産基本法の制定
3. 知的財産法学の発展
4. 大学院総合知的財産法学研究科
 4. 1 概要
 4. 2 教育理念
 - (1) 教育上の目的
 - (2) 教育課程の基本方針
 4. 3 学位および修士論文
 - (1) 修士課程
 - (2) 修士論文
 4. 4 教育課程の編成
 4. 5 エクスターンシップ
 4. 6 教育課程以外の講座等
 - (1) 国家試験対策講座
 - (2) 就業力増強講座
 - (3) 入学前教育
 - (4) 知財アカデミー合宿
 4. 7 研究・教育施設
5. 法学部／知財コース
6. 最先端技術関連法研究所

年)に開設され、本年度で16年目を迎える。この間、弁理士をはじめ、特許事務所や企業法務等で活躍する数多くの専門人材を輩出してきた。国士舘大学では、大学院総合知的財産法学研究科を中心として、法学部知財コースおよび最先端技術関連法研究所等と一体となって知財教育に取り組んでいる。本学における知財教育については、すでに「パテント」誌の記事において詳細な紹介がなされているので、本稿では、知財立国戦略、知的財産基本法の制定に至る過程との関連において、本研究科を中心に構成されている国士舘大学の取り組みについて紹介することとする(飯田昭夫(本研究科長(当時))「国士舘大学における知財教育～現職弁理士による国士舘大学での知財教育の成果と新たな取り組み「警察官」向け知財教育へのチャレンジ～」(特集《知財教育》)パテント2016年69巻9号28頁参照)。

2. 知的財産基本法の制定

2002年(平成14年)、わが国の知的財産立国実現のために、知的財産の創造、保護および活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的として、知的財産基本法が制定された。この目的実現のために、内閣に知的財産戦略本部が設置され、内閣総理

1. はじめに

国士舘大学大学院総合知的財産法学研究科は、知的財産専門人材の育成を目的として、2006年(平成18

大臣が本部長を務める。知的財産戦略本部は、2003年以降毎年、**知的財産推進計画**を策定し公表している。知的財産推進計画は、知財に関する政策立案、立法、さらには判例にも大きな影響を与えている。また、知的財産の保護政策の1つである紛争処理機能の強化を目的とした知的財産高等裁判所の設置（2005年）もこの知財戦略の中に位置づけることができる。

他方、知的財産基本法施行にもとづく制度改革の一環として、知的財産をベースとする大学や企業の連携、産学官連携等の強化に加えて、**知的財産専門人材**の量的・質的拡大および人材育成機関の整備が謳われている。このような時代の潮流のなかで、知財専門人材の育成を目的とする**知的財産専門職大学院**が、2005年に東京理科大学および大阪工業大学において設置されている（その後2010年に、日本大学が専門職大学院を開設したが、現在は大阪工業大学のみである）。そして、国士舘大学大学院は、法学研究科とは別に、2006年、新たに「総合知的財産法学研究科」を開設して現在に至っている。総合知的財産法学研究科は、「専門職大学院」ではなく、学校教育法99条1項にもとづく従来型の大学院である。

「**知的財産**」が法律用語として用いられるようになったのは、知的財産基本法が制定（2002年）されたからである。明治時代以来、ドイツ法やフランス法の訳語として、無体財産権（Immaterialgüterrecht）または知的所有権、工業所有権（propriété industrielle）の訳語が用いられてきたが、知的財産基本法の制定以降、「知的財産権」「産業財産権」に統一されつつある。「知的財産」は、今でこそ知的財産法のグローバル化、国際協調の流れのなかで、イノベーション（技術革新）との関係において、新たな学問領域として構成されつつあるが、法律学の領域としては、かつては「無体財産権」「無体財産権法」として、民法上の財産法とともに、明治時代以降120年以上の歴史がある。

3. 知的財産法学の発展

わが国の知的財産法制の歴史は、明治時代に遡る。幕末に欧米列強と締結した不平等条約撤廃のための国家システムの近代化の一環として、欧米の法制度に倣って知的財産法システムを構築したことを起源とする。1871年（明治4年）から1873年（明治6年）にかけて、岩倉遣欧使節団が視察した当時の欧米諸国の

知的財産法制度は、わが国の立法に大きな影響を与えているといわれる。

国家システムの近代化や不平等条約の撤廃を目的とした法制度の整備の必要性から、1899年（明治32年）、民法や刑法等の主要な法律の制定とともに、特許法、商標法、意匠法が成立している。その後、日露戦争（1904-05）や第1次世界大戦（1914-18）後の産業の発達や経済発展に伴い、1909年（明治42年）および1921年（大正10年）にこれらの法律は全面改正されている（旧法）。さらに、第2次世界大戦後の経済復興の時期を経て、高度経済成長期を迎えるにあたり、これら旧法は1959年（昭和34年）に全面的に改正されることとなった（現行法）。この間、産業構造が大きく変化する。エネルギーや重工業を中心とした工業社会から、1970年代以降コンピュータの普及に併せて「情報社会」が到来し、1990年代半ば以降、インターネット時代を迎えて、知的財産の経済的重要性は飛躍的に増大する。以前、財産的価値の対象は有体物であり、所有権を中心とする財産法（民法）の領域であったが、情報社会において財産的価値の対象は、発明や著作物などの無体物（知的財産）にシフトすることとなる。このような産業構造の変化や時代の流れのなかで、国家戦略としての知財立国政策が推進されることとなった。

知的財産基本法の目的は、「内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等および事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進すること」と定められている（知的財産基本法1条）。

この知的財産基本法の制定により、財産権としての著作権（著作者人格権を除く）が「知的財産権」として位置づけられたことにより、デジタル・ネットワーク時代において、文芸、学術、美術および音楽の領域に属する著作物は、デジタルコンテンツとして保護されるようになった。文化の発展に寄与することを目的

とする著作権法は、特許法等と並んで、産業の発達にも寄与するようになり、知的財産法として認識されるようになった。このような傾向は、日本だけでなく、世界的にも同様の傾向が見受けられる。たとえばフランスでは、かつて特許法は商法の特別法として位置づけられて商法典（Code de commerce）に収められ、著作権法は民法の特別法として民法典（Code civil）に収められていたが、1992年の法改正により、両法は各法典から分離して統合され、新たに知的所有権法典（Code de la propriété intellectuelle）として再編成されている。

かつて大学法学部においても「工業所有権法」「著作権法」等の授業科目を設置している大学はほとんどなかったが、それ以降、法学部科目として「知的財産法」を設置していない大学はほぼなくなり、理工学部等においても知財関連科目を設置している大学が増加している。さらに、知的財産に対する意識の高まりとともに、美術大学や音楽大学等の芸術系大学においても、知的財産権や著作権に関する授業科目を設置する大学が増加している。また、これらの授業を担当する教員は、大学の研究者教員に加えて、知財に関する法律実務を担当している弁理士や弁護士などの実務家教員、および官庁や企業の法務部等において知財実務の経験を有する社会人教員が、知的財産の教育を担っている。

さらに、知的財産基本法の制定以降、知的財産法は、司法試験の試験科目として新しく採用され、法科大学院の授業科目としても配当されている。かつて弁理士試験の試験科目は工業所有権法に限定されていたが、著作権法も対象となっている。

4. 大学院総合知的財産法学研究科

4.1 概要

総合知的財産研究科修士課程は、2006年に開設された。10名の専任教員が専攻科目を担当し、修士論文の研究・教育指導を行なっているほか、知財実務系の科目は特任教授、客員教授または非常勤講師として、長年にわたる豊富な教育経験を有する現役の弁理士や官公庁出身の専門家教員が担当している。そのほか本学大学院法学研究科、経営学研究科および工学研究科の専任教員が担当している。

本研究科修士課程の募集定員は20名である。入学者は、本学または他大学の法学部出身者に加え、理工

学部等の他学部や技術系大学の出身者、企業や法律事務所等において知財関連の業務を担当している社会人、留学生などである。入学者の経歴や年齢はさまざまであるが、学術的な観点から知的財産法の理論と実務について研究することを目的としているが学生が多い。

本研究科の修了生は、知的財産専門人材として、知的財産および著作権を業務とする企業法務部や知財部、法律特許事務所等において広く社会で活躍している。弁理士試験の合格者は本研究科の開設以来14名となり、また、留学生の修了生のなかには中国の知財専門の弁護士として活躍している者もいる。

本研究科は、法律学をベースとしつつ、先端的な知的財産領域において、社会科学と自然科学を結びつけて思考する法的構想力を備えたいわゆる「総合的知的財産に関する専門家」を養成し、知的財産の創造・保護・活用による付加価値創出の社会的要請に応えるとともに、多様な領域にまたがる高度な知的財産紛争処理を可能にする「総合知的財産システム」の社会的実現という総合的な教育の理念を目指す意味において「総合」を冠している。



写真1 授業風景

4.2 教育理念

(1) 教育上の目的

「総合」を冠した本研究科の教育上の目的は、次のとおりである。

総合知的財産法学研究科修士課程では、資源の少ない我が国において、無形の知的財産は国力の源泉であり、知的財産を法的に保護・活用することができなければ、その資産価値は失われ国力を減退してしまいます。

本研究科では、前記した重要性をもつ「知的財産を法的に支えることができる高度な職業的知的財産専門家人材」

を養成します。そのために法律系出身者には関連法と経営系・理工系の知識を、理工系出身者には法律・経営系の知識を修得させ、知的財産に関する諸問題を総合的に解決する法的思考力と実践力を備えた知的財産の専門家を養成することを教育研究の目的とします。

(2) 教育課程の基本方針

知的財産専門人材の育成を目的とする本研究科における教育課程の基本方針である入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）および修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、次のとおりである。

総合知的財産法学研究科修士課程では、基礎となる法分野の科目のみならず先端分野の多様な科目を修得させ、自立した知的財産法学研究者及び高度知的財産専門職業人の養成を目的としています。

a) 修士課程では、課題に主体的に対応できる能力を練磨し、法律並びに関連分野における幅広い知識と法的解決能力を身に付けることを具体的目標とする。

b) 高度職業人としての自ら修得した専門的知識・技能を活用して、主体的・主導的に事に当たることができ、社会に貢献する人材となることを目標とする。

①入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）

総合知的財産法学研究科修士課程は、その教育研究の目的に則し、自らのキャリアと能力形成に誠実で勤勉に向き合い、見識と気魄をもって極めようと努力する多様な人材を養成します。そのため、以下のように、法律系出身者とともに、理工系出身者および経営系出身者で知的財産に関する法的思考力と実践力を有する者を広く内外に求めます。

AP1. 社会人または知的財産マネジメントを志望する者として、一定程度の知的財産に関する専門的知識を有している。

AP2. 知的財産に関する現代的問題について適切に判断し思考する能力、もしくは知的財産に関する法理論や実務理論を理解する法的思考力を有している。

AP3. 法的視点から知的財産に関する諸問題に関心を持ち、専門性の高い法理論・実務理論の修得に協働して取り組める実践力を有している。

②教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）

総合知的財産法学専攻修士課程では、修了認定・学位授与の方針で掲げる知的財産法学に関する研究・法律業務に従事できる職業人としての資質や能力を身に付けるために、以下に示す方針に基づき教育課程を編成します。

CP1. 高度な専門的思考力及び知識を修得させるために、基幹科目、特別科目、発展科目という科目区分を導入している。なお、基幹科目としては、「主要科目」、「基礎科目」と「演習科目」を配置している。

CP2. 指導教員および指導教員以外の教員による基幹科目の講義・演習科目を通して、継続的・専門的な指導を実施し、とくに演習科目では、指導教員が各自の研究テーマや事例研究などを中心に個別指導を行う。なお、修士論文の中間発表会を開催し、専門分野の異なる教育指導教員などからの横断的教育指導をうける。

CP3. 各講義・演習科目については、到達目標や成績評価の基準と具体的評価方法をシラバスに明示して、学生に周知徹底した上で公正かつ厳格な成績評価を実施する。

③修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）

総合知的財産法学研究科修士課程では、知的財産研究者・高度専門職業人を目指す人材の養成を目的としています。この人材養成の目的を踏まえ、本研究科の定める修了要件を充たし、かつ、学業成績および学位論文から、以下に示す能力を備えたと認められる者に修士（総合知的財産法学）の学位を授与します。

DP1. 知的財産分野における基礎的な概念・理論を修得し、体系的法知識をもって知的財産に関する法的諸問題を解決することができる能力を有している。

DP2. 知的財産に関する法的諸問題を正確に理解し、実証的研究として体系的に修得し、論理的に表現・説明ができる能力を有している。

DP3. 社会的使命感を持ち、専門的職業人として自らの責任と自覚をもって社会的・法的問題に対応できる能力を有している。

DP4. 知的財産に関する法的知識・法的解決能力を身につけ、社会的諸問題に多様性と協働性をもって適切に対応できる能力を有している。

4. 3 学位および修士論文

(1) 修士課程

本件研究科において2年以上在学し、所定の授業科目について54単位以上修得したうえで、修士論文(課題研究)の審査および最終試験に合格した者には、「修士(総合知的財産法学)/MIPL: Master of Interdisciplinary Intellectual Property Laws」の学位が授与される。

(2) 修士論文

下記専攻科目のなかから研究テーマを決定し、自己の研究テーマを担当する教員を指導教員とし、演習科目の特別研究Ⅰで具体的な紛争事件を素材に文献検索を中心とした事例研究を行い、その検索で得た文献を基に、特別研究Ⅱでその指導教員の指導の下で修士論文を作成する。修士論文の作成に際しては、1年次および2年次に中間報告が義務づけられている。

【専攻科目】特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法、外国著作権法、行政法、民法、商法、仲裁法、経済法、英米私法

なお、修士論文による弁理士試験の論文試験選択科目の免除の制度がある。

4. 4 教育課程の編成

本研究科は、①基幹科目、②特別科目、③発展科目の3つの科目領域を設けている。

①基幹科目は、主要科目、基礎科目および演習科目からなる。基礎科目では、知的財産法を学ぶために必要とされる法学の基礎的教育を行う。主要科目では、職業的専門家として必要とされる知的財産法に関する教育を行う。演習科目では、修士論文の指導を行う。

②特別科目は、経営科目と技術科目からなり、基幹科目で学んだ内容を基本にしなが、実践力を身につける科目が配置されている。

③発展科目は、基幹科目・特別科目に配置された授業科目を履修していること、あるいはそれらの知識の修得を前提に、国際的にも通用する職業的専門家として必要な基本的能力を発展・展開させるための科目が配置されている。

これら3つの科目領域に配当されている科目を、次

修士論文・研究課題	専攻科目	指導教員	特別研究Ⅰ	特別研究Ⅱ
	特許法	飯田 昭夫	修士論文(課題研究)作成のために必要な以下の基本的研究技法(論文の書き方)を指導する。 (1) 参考論文・判例等の文献収集方法 (2) データベース利用による関連情報収集方法 (3) 文献情報と論点整理法 (4) パソコンを用いた報告書・論文作成手法 (5) 論文の書き方・文献の引用ルール これら研究技法習得のために、具体的な研究テーマを選択し、調査研究作業及び中間報告(1月)を行う。 研究課題は専攻分野の事例研究でもよいが、知的財産の分野に関連するテーマであることを要する。	特別研究Ⅰで選択したテーマに関する修士論文(課題研究)の執筆について指導する。 (1) 選択したテーマについて最終タイトル決定。 (2) 論文提出のスケジュール確認 (3) 執筆予定を決定 (4) 収集した文献・判例を精査・分析 (5) 論文の骨子・素案を作成 本格的に論文執筆に入り、最後に全体を見直し、調整した上で、論文を完成させる。 8月及び12月(予定)には、中間報告会を行う。
	実用新案法	飯田 昭夫		
	意匠法	田辺 恵		
	商標法	田辺 恵		
	著作権法	三浦 正広		
	不正競争防止法	田辺 恵		
	外国著作権法	本山 雅弘		
	行政法	関 葉子		
	民法	飯塚 真		
	商法	武田 典浩		
	仲裁法	中村 達也		
	経済法	渡辺 昭成		
英米私法	小林 成光			

図1 令和4年度 修士論文・研究課題 専攻科目および担当教員(参考)

年次	基幹科目(38単位)			特別科目 経営・技術科目 (8単位)	発展科目 知財関連科目 (8単位)
	主要科目 (18単位)	基礎科目 (12単位)	演習科目 (8単位)		
第1年次	18	12	4	8	8
第2年次			4		

図2 履修単位区分

の科目区分によって54単位を修得する。

①基幹科目について、主要科目は知的財産法の全教科の18単位、基礎科目は12単位以上を履修する。また、修士論文作成のために演習科目8単位を履修する。

②特別科目は、経営科目と技術科目からなり、それぞれ8単位以上を履修する。経営・工学系以外の出身者は、それぞれ4単位以上の履修が望まれる。

③発展科目は8単位以上を履修する。

授業科目

(1) 基幹科目

(a) 主要科目：特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法、外国著作権法

(b) 基礎科目：憲法、行政法、法情報学、民法Ⅰ（総則・物権）、民法Ⅱ（債権）、商法、民事訴訟法、仲裁法、企業犯罪法、経済法、租税法、国際取引法、英米私法、工業所有権に関する条約

(c) 演習科目：特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱ

(2) 特別科目

(a) 経営科目：知財管理実務論、知的財産評価論、経営実務論、経営学概論、経営情報論、知財経営戦略論、産学連携論、企業ブランド戦略論、ベンチャー企業論

(b) 技術科目：特許等出願実務、工学概論、機械工学概論、製図法、電気・電子工学概論、情報学概論、国際標準化戦略論

(3) 発展科目：知財実務と職業倫理、知的財産紛争処理法論、アジア知的財産制度論、知的財産法特論Ⅰ（総論）、知的財産法特論Ⅰ（各論）、デジタルコンテンツ法、国際標準化と法、知財英語、特許・実用新案法特論Ⅰ、特許・実用新案法特論Ⅱ、特許・実

用新案法特論Ⅲ、意匠法特論Ⅰ（総論）、意匠法特論Ⅰ（各論）、商標法特論Ⅰ、商標法特論Ⅱ、工業所有権に関する特論Ⅰ、工業所有権に関する特論Ⅱ、行政法特論Ⅰ、行政法特論Ⅱ、国際出願実務論

4.5 エクスターンシップ

特別科目の知財管理実務論では、本研究科独自の教育実習システムとして、エクスターンシップを導入している。本学の教員であり、現役の弁理士でもある講師の指導の下、実践力を兼ね備えた知的財産専門分野の知識修得を目指し、弁理士事務所等において知的財産実務研修（エクスターンシップ）を行う。知財管理実務論は、教室での講義10時間（5コマ）と、弁理士事務所における実習40時間（5日間）とから成る。講義では、弁理士業務の概説、実習の意義・目的、実習の留意事項等について学び、実習では、弁理士事務所の運営、相談・打ち合わせに臨む姿勢・心構え・技法、明細書の作成等について修得する。エクスターンシップを行うに当たっては、担当教員である弁理士と受講する学生との間で、面接や日程調整などが行われる。例年、エクスターンシップは夏季休暇中に実施され、知財アカデミー合宿（9月実施）においてその成果の報告会が行われる。学生は、職業倫理および守秘義務に関する予備講義を受講し、実習中に知り得た職業上の秘密については弁理士同様の守秘義務を負う旨の誓約書の提出が求められる。

4.6 教育課程以外の講座等

(1) 国家試験対策講座

授業科目とは別に、長年にわたる弁理士試験の受験指導の経験を有するベテランの弁理士による弁理士試験や知財管理技能士検定試験の対策講座が開設されている。

(2) 就業力増強講座

特許・意匠・商標の調査能力と報告書作成能力を高めるために就業力増強講座を実施している。講師は、これらを業務として行っている本研究科修了生が担当している。エクスターンシップを行うにあたり、事前に自主的に履修することにより実践力を培うことができる。

国士舘大学大学院総合知的財産法学研究科 カリキュラムマップ

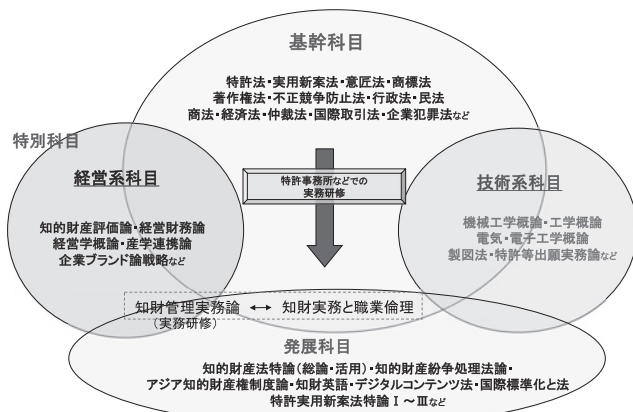


図3 カリキュラムマップ

(3) 入学前教育

理工学系の学部出身者など、とくに法律学に関する基礎的な知識の修得を必要とする学生を対象として、新年度が始まる前に入学前教育を実施している（希望者対象）。

(4) 知財アカデミー合宿

大学院生と法学部学生との交流を目的として、夏休み期間中に知財アカデミー合宿が開催される。参加教員による知財に関する最新のテーマに関する講義、知財検定対策講座、エクスターンシップ報告会、知財ブランド研修などが行われる。

4. 7 研究・教育施設

本研究科では、学内の他研究科と比較して、より恵まれた研究・教育施設が用意されており、各自が個々の研究に専念できる環境が整備されている。世田谷キャンパス梅ヶ丘校舎34号館A棟9階には、本研究科の授業で利用することができる講義用教室（定員40名）と2つの演習室（各定員16名）があり、同じく8階には本研究科専用の院生自習室が完備されてい

る。自習室は、1人1台の専用机が割り当てられ、共用のパソコン、プリンター、コピー機、ロッカー等が設置されている。自習室は原則24時間利用することが可能である（現在はコロナ禍のため利用制限がある。）。自習室の隣にあるラウンジは、談話・休憩スペースとして利用されるほか、知財関連の書籍や雑誌が配架されており、自由に利用することができる。



写真4 自習室内机



写真2 34号館外観



写真3 自習室内 パソコン机

5. 法学部／知財コース

大学院総合知的財産法学研究科の授業カリキュラムと連携して、法学部においても知財系科目が充実している。国士館大学法学部では、総合知的財産研究科の開設に合わせて、カリキュラム改革が行われ、知的財産法関連の授業科目が数多く設けられた。そして、2019年度の新しいカリキュラムでは、現代ビジネス法学科には、国際コース、知財コース、企業法コース、公共安全コースの4コースが設けられ、2年次からいずれかのコースを選択することとなっている。

知財コースは、卒業後の進路として、弁理士、知財関連企業、知財大学院への進学を進路先とする学生を対象とする科目で構成されている。

知財コースの専門科目は、憲法（統治・基礎）、憲法（人権・基礎）、民法A/B、刑法A/Bなどの全コース共通科目のほか、コース必修科目（選択必修）として、特許法（基礎）、デザイン法（基礎）、著作権法（基礎）、商標法・不正競争防止法（基礎）、知的財産法（産業財産権法）、知的財産法（文化メディア法）、民法総則（基礎）、債権総論（基礎）、債権各論（基礎）、不法行為法、物権法（基礎）が配当され、選択科目として、産業財産権の実務、著作権の実務、ネットワーク社会と犯罪、デジタルコンテンツ法、特許法（応用）、デザイン法（応用）、著作権法（応用）、商標

コース別カリキュラム表(知財コース)

※主な進路先: 弁理士、知財関連企業、大学院進学

		1年次		2年次		3年次		4年次		卒業所要		
		科目	単位	科目	開講期	単位	科目	開講期	単位	単位		
総合教育科目	必修	法 学A 法 学B 体育実習	2 2 2							6単位		
	選択									12単位		
外国語科目	必修	英語1 英語2	1 1	英語3 英語4		1 1				8単位		
	選択必修	第2外国語 第2外国語	1 1	第2外国語 第2外国語		1 1						
専門科目	共通科目	必修	憲法(統治・基礎) 憲法(人権・基礎) 民法A 民法B 刑法A 刑法B 教養教育ゼミA 教養教育ゼミB	2 2 2 2 2 2 2 2	法学演習Ⅰ	4	法学演習Ⅱ	4	卒業課題	4	28単位	
		必修			債権総論(基礎) 債権各論(基礎) 知的財産法(産業財産法) 知的財産法(文化メディア法) 物権法(基礎)	春 秋 春 秋 春	2 2 2 2 2	商標法・不正競争防止法(基礎) 著作権法(基礎) デザイン法(基礎) 特許法(基礎) 不法行為法	春 春 春 春 秋	2 2 2 2 2	20単位	
		A 選択		著作権の実務 ネットワーク社会と犯罪 産業財産権の実務 民法総則(基礎)	春 秋 春 秋	2 2 2 2	英米法(基礎) 会社法(企業統治法) 経済法(基礎) 消費者法 商標法・不正競争防止法(応用) デザイン法(応用) 特許法(応用) 著作権法(応用)	春 春 春 春 秋 秋 秋 秋	2 2 2 2 2 2 2 2	著作権契約 裁判外紛争処理法(基礎) 著作権管理と法	春 春 春	2 2 2
		B 選択		商法総則 行政救済法(基礎)	春 秋	2 2	デジタルコンテンツと法 商行為法 知的財産法特講	秋 秋 秋	2 2 2	知財犯罪と警察活動	春	2
		C 選択		経営学 国際取引法 簿記原理 財務諸表論 キャリアデザインⅠ		2 2 2 2 2	英米法(応用) 会社法(企業金融法) 金融商品取引法 経済刑法(基礎) 経済刑法(応用) 国際公法 国際租税法 国際民事手続法 債権各論(応用) 支払決済法(基礎) 支払決済法(応用) 所得税法 親族法・相続法(基礎) 親族法・相続法(応用) 知的財産法と事例問題 著作権法と事例問題	各2	経済法(応用) 捜査法(基礎) 捜査法(応用) 倒産処理法(基礎) 倒産処理法(応用) 民法総則(応用) 法人税法 保険法 法律英語(基礎) 法律英語(応用) 民事訴訟法(基礎) 民事訴訟法(応用) 労働法(基礎) 労働法(応用) 特許法と事例問題 キャリアデザインⅡ	各2	裁判外紛争処理法(応用) キャリアデザインⅢ	
	資格・検定			担保物権法(基礎) 担保物権法(応用) 物権法(応用) 行政作用法(基礎) 行政作用法(応用) 刑事訴訟法(基礎) 刑事訴訟法(応用) 経済学原論(基礎) 経済学原論(応用)			刑法各論(基礎) 刑法各論(応用) 刑法総論(基礎) 刑法総論(応用) 国際私法 債権総論(応用)			各2		
					行政救済法(応用)					模範・法討A 模範・法討B インターンシップ		各2
					他学科学科専門科目 (12単位を上限に卒業所要単位に認める)					租税法総論		各2
					法学特殊講座Ⅰ	法学特殊講座Ⅱ	法学特殊講座Ⅲ					各2
					資格・検定(司法書士) 資格・検定(知的財産管理技能検定1級) 資格・検定(ファイナンシャル・プランニング技能検定2級) 資格・検定(社会保険労務士) 資格・検定(宅地建物取引士) 資格・検定(ビジネス実務法務検定2級) 資格・検定(知的財産管理技能検定3級) 資格・検定(ファイナンシャル・プランニング技能検定3級) 資格・検定(ビジネス実務法務検定3級)			資格・検定(知的財産管理技能検定2級) 資格・検定(法学検定アドバンスト<上級>コース) 資格・検定(法学検定スタンダード<中級>コース) 資格・検定(通関士) 資格・検定(ビジネス著作権検定初級) 資格・検定(法学検定試験ベースシック<基礎>コース)				各8 各6 各4 各2
総合	自由選択	キャリア形成				キャリアデザイン			1			
						他学部科目、首都圏西部大学単位互換科目						
						ボランティア実践Ⅰ ボランティア実践Ⅱ ボランティア実践Ⅲ ボランティア実践Ⅳ 海外演習Ⅰ (カナダ/アメリカ(カリフォルニア)/オーストラリア/中国/韓国/アメリカ(ニューヨーク))					各1 各2	
外国語		資格・検定	検定英語1/2/3/4	検定ドイツ語1/2/3/4	検定フランス語1/2/3/4	検定中国語1/2/3/4	検定韓国語1/2/3/4			各1		
履修制限単位		42単位 (教職・随意科目を除く)	42単位 (教職・随意科目を除く)	46単位 (教職・随意科目を除く)	48単位 (教職・随意科目を除く)					124単位		
進級単位			3年次への進級単位: 42単位									

図4 知財コース: カリキュラム表~法学部便覧(2022年度)より抜粋

法・不正競争防止法（応用）、著作権管理と法、著作権契約等の科目が配当されている。

将来、弁理士試験の受験を目指す学生には、早い時期から知的財産法およびその周辺法に対する意識づけが可能となるようなカリキュラム構成となっている。

さらに法学部には、弁理士試験や知財管理技能士検定試験の受験を目指す学生が集い、自主的に勉強する場として、知財研修室が設置されている。

そのほか国士舘大学理工学部には、同学部の学生を受講対象として、本研究科の知財専門教員が、オムニバス形式で担当する科目「科学技術と知的財産法」（2単位）が開講されている。

6. 最先端技術関連法研究所

国士舘大学法学部では、法学部現代ビジネス法学科の設置に先立ち、2000年、現代のビジネス関連法を総合的に教育・研究する新学科において、とくに最先端技術に特化した分野の研究活動を行うことを目的とする「最先端技術関連法研究所」が設置された。

この最先端技術関連法研究所は、国内外の最先端技術（情報技術、通信、バイオ技術、金融、その他諸産業の最先端技術）に関連する法律問題、およびその紛争処理方法の研究を通じて、学内外の法学研究に資するとともに、世界水準の最先端技術の健全な発展に寄与することを目的としている。そして、この目的を達成するために、①最先端技術に関連する法律問題、およびその紛争処理方法の研究、並びに調査、②研究

会、講演会等の開催、および研究、調査結果の発表、③機関誌（紀要、論文集、所報等）、および研究・調査結果の刊行、④最先端技術に関連する法律問題、およびその紛争処理方法に関する受託研究および受託調査等の事業を行うこととされている。本研究所は開設以来、紀要「最先端技術関連法研究」の刊行、講演会、シンポジウムの開催等、数々の実績が積み重ねられ、現在に至っている。

他方、2006年の総合知的財産法学研究科の開設は、現代ビジネス法学科および最先端技術関連法研究所と合わせて、将来にわたって国士舘大学における知財教育の方向性を明確にすることとなる。高度化した現代の情報ネットワーク社会において、科学技術や情報技術を中心とする「最先端技術」は、国際的、学際的な研究領域である「知的財産」として認識される。知財大学院では、法律学をベースにしながら、経営学や理工学の分野をカリキュラムのなかに取り込むことにより、学際的な側面から「知的財産」に関する研究・教育を行うことが目的とされている。「最先端技術関連法」は、わが国の伝統的な法律学の枠組みにとらわれない、知的財産法の領域を中心としたイノベーションとして理解することができる。また、本研究所は、現代ビジネス法学科および大学院総合知的財産法学研究科と相互に連携することにより、新しい研究領域の拡大に向けて取り組んでいる。

（原稿受領 2022.8.30）